

松浦市監査委員公表第1号

監査の結果に基づく措置状況の報告があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年4月17日

松浦市監査委員 丸田 久永
松浦市監査委員 和田 大介

措置状況(令和5年度後期分)

指摘事項等	講じた措置
<p>(1) 旅費事務</p> <p>【指導事項】</p> <p>ア 旅行諸費を支出しているもので出張命令書に出発・帰着時刻の記入と命令権者の確認印がないものがあった。会計事務の手引きに基づき処理されたい。 (都市計画課・健康ほけん課)</p> <p>イ 実費弁償の支出において、出張命令書等の備考欄に松浦市実費弁償条例に規定する根拠の記載がなかった。会計事務の手引きに基づき処理されたい。 (都市計画課)</p> <p>ウ 出張者の所属部署と予算執行課が異なる場合の出張命令書命令欄への押印の処理が異なるものがあった。会計事務の手引きに基づき処理されたい。 (健康ほけん課)</p>	<p>ご指摘のことにつきましては、出発・帰着時刻の記入と、命令権者の確認印を押印いたしました。今後は適正な処理に努めます。 (都市計画課・健康ほけん課)</p> <p>実費弁償請求書の備考欄に、「松浦市実費弁償条例第1条第8号に該当」を記載しました。今後は、根拠を記載の上、適切な事務処理を徹底します。 (都市計画課)</p> <p>ご指摘のことにつきましては、正しい箇所に押印しました。今後は適正な処理を行います。 (健康ほけん課)</p>
<p>(2) 補助金事務</p> <p>【指導事項】</p> <p>ア 松浦市事務決裁規程別表において、1件50万円を越え200万円までの補助金交付決定は総務課長、1件200万円を越え500万円までの補助金交付決定は副市長の専決事項とされているが、所属長の専決事項として処理されていたものがあった。 (長寿介護課・農林課)</p> <p>イ 補助金の交付決定通知日が交付決定の決裁日より前の日付となっているものがあった。 (農林課)</p>	<p>ご指摘のことについて、今後、補助金事務にあたる際は、確認担当者を定め、事務決裁規程別表の内容を、複数名で十分に確認し、処理します。なお、各職員にはこの報告書を配布し、指導を行いました。 (長寿介護課)</p> <p>同一の補助金の中で、数十件に及ぶ申請受付に伴い、50万円を超える交付決定を見落とし、所属長(丙)決裁としたものです。今後の補助交付決定通知の際に、専決事項を再度確認し、適正な事務処理を行うよう職員に周知徹底しました。 (農林課)</p> <p>文書管理システムの操作方法を熟知していなかったことにより、システムでの決裁作業等に遅延が生じたものです。今後は、システム操作について、課内で研修等を実施し、適正な事務処理に努めることとします。 (農林課)</p>

<p>【指導事項】</p> <p>ア 補助金の交付に関して、年度途中で交付要綱の一部改正があつていてもかかわらず、改正前の様式を使用しているものがあった。 (都市計画課)</p> <p>イ 補助金の変更交付申請に関して、交付要綱に定めのない様式を使用しているものがあった。 (農林課)</p> <p>ウ 松浦市文書管理規程第12条で、到達文書の処理として受付日付印を押すこととされているが、受理した補助金の交付申請書等に受付日付印がないものがあった。 (農林課)</p> <p>エ 補助金の交付申請書添付書類への記入が鉛筆書きのままとなっているものが見受けられた。 (農林課)</p> <p>オ 申請者に交付すべき補助金の交付決定通知書及び確定通知書が担当課で保管されているものがあった。 (健康ほけん課)</p>	<p>補助金交付に係る様式については、現行の様式を使用するよう徹底します。 (都市計画課)</p> <p>ご指摘の件については、松浦市補助金等交付規則の認識不足、変更申請書受付時の確認不足がありました。今後はこのようなことがないよう、松浦市補助金等交付規則の再確認、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底しました。 (農林課)</p> <p>ご指摘の件については、文書管理システムでの收受の際にスキャナーで読み込み、受付を行っていることで、押印が不要との誤認をしておりました。今後はこのようなことがないよう、文書管理システムでの收受確認の際に押印についても確認を行うこととします。 (農林課)</p> <p>ご指摘がありました鉛筆書きについては、受付時の確認不足があったものです。今後、このようなことがないよう、受付時の確認徹底を職員に周知・指導を行いました。 (農林課)</p> <p>ご指摘のことにつきましては、申請者へ交付決定通知書及び確定通知書を送付いたしました。今後は、適正な処理を行います。 (健康ほけん課)</p>
<p>(3) 契約事務</p> <p>【指摘事項】</p> <p>ア 契約手続について、年間の支出見込額で判断すべきところ、月額又は1回あたりの金額で判断し、所属長の専決事項として処理されているものがあった。 (健康ほけん課)</p>	<p>ご指摘のことにつきましては、今後は法令に基づき年間の支出見込額で判断し、適正な処理を行います。 (健康ほけん課)</p>

<p>イ 長期継続契約に係る契約手続について、契約期間全体の総額で判断し処理すべきところ、契約初年度の契約金額により所属長の専決事項として処理されているものがあった。</p> <p>(長寿介護課・建設課)</p>	<p>ご指摘のことについて、今後、随意契約事務にあたる際は、契約期間全体の総額で、事務決裁規程別表の内容を、複数名で十分に確認し処理します。なお、各職員にはこの報告書を配布し、指導を行いました。</p> <p>(長寿介護課)</p>
<p>ウ 複数の会計年度をまたぐ契約を締結しているもので、債務負担行為の設定がなく、契約書にも「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。」旨の解除条項が付されていないものがあった。</p> <p>(福島診療所・建設課)</p>	<p>ご指摘のことについては、契約期間総額ではなく、単年度の額で判断すると誤認していたものです。今後は適正な事務を行うよう周知徹底しました。また、同様の事業を行っている福島支所・鷹島支所にも周知しました。(建設課)</p> <p>既に契約期間満了の案件です。今後は再発防止に努め適正な事務処理を行います。(福島診療所)</p>
<p>オ 毎年年度ごとに契約を締結しているもので、契約書に自動更新条項が入っているものがあった。地方自治法第232条の3において「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(支出負担行為)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない」と規定されており、後年度予算の裏付けがない契約において、自動更新条項を設けることはできないこととなっていることから、関係法令等に基づいて処理されたい。(福島診療所・鷹島診療所)</p>	<p>ご指摘のことについては、長期継続契約に係る契約として、契約締結をしておりましたが、解除条項を付していませんでした。ご指摘後、解除条項を入れて、契約変更を締結しました。今後は適正な事務を行うよう周知徹底しました。また、同様の事業を行っている福島支所・鷹島支所にも周知しました。(建設課)</p> <p>ご指摘のことについては、後年度予算の裏付けがないにも関わらず不適切な契約を締結していました。関係法令を再度確認し、契約の相手方と自動更新条項の削除について協議を行いましたので、今後は適切な契約締結を行います。(福島診療所)</p> <p>ご指摘のことにつきましては、自動更新条項を削ることについて相手方と協議しました。後年度予算の裏付けがない契約において、自動更新条項がないことを確認し、適切な処理を行います。(鷹島診療所)</p>

カ 新年度の初日から開始される業務委託契約に係る見積合わせが年度開始前に行われていたものがあった。契約の準備行為として見積書を徴することは差し支えないと考えられるが、見積合わせは支出負担行為の一連の手続きであり予算執行に含まれると解されることから、新年度において速やかに事務処理を行う、又は旧年度において債務負担行為を設定し契約を締結するよう処理されたい。(鷹島診療所・福島診療所・長寿介護課・子育て・こども課)

ご指摘のことにつきまして、見積執行日を年度開始前に行っているものがありました。見積合わせは支出負担行為の一連の手続きとなり予算執行に含まれるとされていることから、今後同様の誤りがないよう適正な処理を行います。(鷹島診療所)

契約事務に関する事務手続等の認識不足により、誤って年度開始前の日付を記載してしまいました。4月1日から契約が必要な案件については、予定価格調書の作成以降は速やかに新年度で事務処理を行います。(福島診療所)

ご指摘のことについて、今後、新年度初日から開始される契約事務にあたる際は、見積合わせは新年度に速やかに事務処理をします。なお、各職員にはこの報告書を配布し、指導を行いました。(長寿介護課)

ご指摘の件につきましては、契約事務において準備行為の範囲を誤認していたことから生じたものです。再度、職員に対して、会計管理者通知(平成29年3月21日付事務連絡)の内容を周知し、今後は同様の誤りが無いよう、適正な事務処理を行ってまいります。(子育て・こども課)

キ 契約書に収入印紙の貼付漏れや印紙税額の誤りと思われるものが見受けられた。印紙税の課税文書に該当するかどうかについては個々の契約内容に照らして判断し、必要に応じて所轄税務署へも確認を行い、相手方に対して印紙税法を遵守するよう指導されたい。(都市計画課・福島診療所・農林課・福祉事務所)

契約書における印紙税額の確認について失念していました。今後は、確認を再度徹底します。今回指摘があった契約書については、適正な額の印紙を貼付済です。(都市計画課)

添付漏れの収入印紙を添付いたしました。(福島診療所)

ご指摘の件については、単価契約における収入印紙の必要性について認識が不足していたため、職員に周知徹底しました。今後は、個々の契約内容について、収入印紙の必要性をその都度確認し、必要に応じて管轄の税務署等に相談の上対応することとします。(農林課)

ご指摘のことにつきましては、個々の契約について課税文書に該当するかどうかを確認し、該当するものについては、契約の相手方に対して、印紙税の納付について指導を行い、納付を確認しました。今後、適正な事務処理を行うため、職員に周知し、指導を行いました。(福祉事務所)

<p>ク 契約に際し徴した見積書の日付が、契約締結日より後の日付になっているものが保管されていた。（福島診療所）</p>	<p>年度当初の契約関係書類の中に見積書の提出がないものを発見し、見積書の提出を業者に求めましたが、見積書日付については、ソフト上訂正できないとのことでした。今後は再発防止に努め遅滞なく適正な事務処理を行います。（福島診療所）</p>
<p>ケ 文書管理システムで作成した契約締結時の起案日及び決裁日を手書きで訂正しているものがあった。（都市計画課）</p>	<p>手書きで訂正せず、正しい起案日及び決裁日に文書システムで修正するように徹底します。（都市計画課）</p>
<p>コ 契約締結日が契約締結時の起案日よりも前の日付となっているものがあった。（農林課・長寿介護課）</p>	<p>文書管理システムの操作方法を熟知していなかったことにより、システムでの決裁作業等に遅延が生じたものです。今後は、システム操作について、課内で研修等を実施し、適正な事務処理に努めることとします。（農林課）</p>
<p>サ 契約書の記名押印欄の受注者の表記及び印影が誤っているものがあった。（鷹島診療所）</p>	<p>ご指摘のことについて、今後、契約事務にあたる際は、確認担当者を定め、契約事務の内容を、複数名で十分に確認し、処理します。なお、各職員にはこの報告書を配布し、指導を行いました。（長寿介護課）</p>
<p>シ 松浦市財務規則第96条第1項で、「監督の職務を行う職員は、原則として検査を行う職員と兼ねることができない。」と定めているが、監督職員が検査員を兼ねているものがあった。（農林課・鷹島診療所）</p>	<p>ご指摘のことにつきましては、訂正を行いました。今後は適正な処理を行います。（鷹島診療所）</p>
<p>ス 業務の完了通知書の受理日よりも前の日付で検査調書を作成しているものがあった。（農林課）</p>	<p>松浦市財務規則第96条第1項の規定について、認識が不足しておりました。ご指摘を受け、今後は所属長（監督の職務を行う職員）以外の職員を検査員とするよう、職員に周知徹底しました。（農林課）</p>
<p>ナ 業務の完了通知書の受理日よりも前の日付で検査調書を作成しているものがあった。（農林課）</p>	<p>ご指摘のことにつきましては、当診療所の職員配置上、監督職員と検査員を兼ねざるをえないため、その理由について、今後は、検査下命の起案書に理由を明記いたします。（鷹島診療所）</p>
<p>ヌ 業務の完了通知書の受理日よりも前の日付で検査調書を作成しているものがあった。（農林課）</p>	<p>業務完了の電話連絡を受けたことで、完了通知を受理したと誤認し、検査実施、調書作成をしていました。今後は、業務完了通知受理と併せて、検査下命を起案することとし、検査下命後の調書作成を確認することとしました。（農林課）</p>

<p>セ 業務委託の検査調書において、完成金額が誤っているものがあった。 (農林課)</p>	<p>ご指摘の件については、検査調書における単純な入力誤りにより発生しております。今後はこのようなことがないよう検査調書作成時に契約金額の再確認を実施するよう職員へ周知徹底しました。 (農林課)</p>
<p>ソ 業務委託完了後の検査が必要であるにもかかわらず、検査員を指定せず、検査調書が作成されていないものがあった。 (福祉事務所・鷹島診療所)</p>	<p>ご指摘のことにつきましては、今後、適正な事務処理を行うため、職員に周知し、指導を行いました。 (福祉事務所)</p> <p>ご指摘のことにつきましては、必要な書類を作成しました。今後は適正な処理を行います。 (鷹島診療所)</p>
<p>タ 業務完了後の検査において、検査下命を受けた職員以外の者が検査を行っているものがあった。 (健康ほけん課)</p>	<p>ご指摘のことにつきましては、検査下命を受けた職員が業務内容の検査を実施するよう徹底します。 (健康ほけん課)</p>
<p>チ 業務完了後の検査調書は作成されているが、検査下命の決裁がないものがあった。 (健康ほけん課)</p>	<p>ご指摘のことにつきましては、決裁を受けました。今後は適正な処理を行います。 (健康ほけん課)</p>
<p>ツ 検査調書の作成日が検査下命の決裁日より前の日付となっているものがあった。 (子育て・こども課)</p>	<p>ご指摘の件につきましては、検査下命の決裁日を後日記入したことにより、誤記が生じたものと思われるため、適切な日付に訂正しました。今後は、決裁後速やかに記入する(電子決裁の場合は、処理期限を定める)ようにし、適正な事務処理を行ってまいります。 (子育て・こども課)</p>
<p>テ 修繕に係る契約で、契約締結時の決裁日が契約締結日より後の日付になつているものがあった。 (農林課)</p>	<p>文書管理システムの操作方法を熟知していなかったことにより、システムでの決裁作業等に遅延が生じたものです。今後は、システム操作について、課内で研修等を実施し、適正な事務処理に努めることとします。 (農林課)</p>
<p>ト 一体性がある修繕について、合理的な理由がなく分割して随意契約により発注したものがあった。 (福島診療所)</p>	<p>工法の違いから2種類の修繕に分けたものですが、見積業者など同一であり、一括して締結すべきものでありましたので、今後は再発防止に努め適正な事務処理を行います。 (福島診療所)</p>

【指導事項】

ア 隨意契約理由に係る適用条項を誤っているものがあった。

(健康ほけん課・都市計画課・福島診療所・子育て・こども課・農林課・鷹島診療所・長寿介護課・福祉事務所)

ご指摘のことにつきましては、適用条項を修正いたしました。今後は適正な処理を行います。(健康ほけん課)

地方自治法施行令第167条の2第1項を確認し適切な条項に訂正しました。今後は、随意契約となる根拠を確認し適切な事務処理を徹底します。(都市計画課)

指摘があった随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項の認識不足により生じたものであり、指摘内容を確認し適用号数への変更を行いました。今後は再発防止に努め適正な事務処理を行います。(福島診療所)

契約額が、財務規則第86条に規定する金額以下のものであり、随意契約理由の適用条項としては、地方自治法第167条の2第1項とすべきところでしたが、競争入札に適しないものであったため、同条の第2項と記載したものです。該当箇所につきましては、適正な適用条項に修正しました。今後はこのような誤りが無いよう注意いたします。(子育て・こども課)

地方自治法施行令第167条の2第1項の規定について、認識が不足しておりました。今後は、契約方法に関する条項を再認識し、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。(農林課)

ご指摘のことについて、今後、随意契約事務にあたる際は、確認担当者を定め、地方自治法施行令及び松浦市財務規則等の内容を複数名で十分に確認し、処理します。なお、各職員にはこの報告書を配布し、指導を行いました。(長寿介護課)

ご指摘のことにつきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項の適用条項を再度確認し、正しい条項に訂正するとともに、今後、適正な事務処理を行いうため、職員に周知し、指導を行いました。(福祉事務所)

<p>イ 契約手続に係る実施伺、契約締結伺が保管されていないものがあった。(福島診療所・農林課)</p>	<p>契約事務に関する事務手続等の認識不足により実施伺、契約締結伺を誤って省略してしまいました。今後は再発防止に努め適正な事務処理を行います。(福島診療所)</p>
<p>業務委託契約の事務処理において、見積結果後の契約締結伺の起案を失念しておりました。今後は、このようなことがないよう、会計事務の手引き等を再確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。(農林課)</p>	<p>業務委託契約の事務処理において、見積結果後の契約締結伺の起案を失念しておりました。今後は、このようなことがないよう、会計事務の手引き等を再確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。(農林課)</p>
<p>ウ 契約に際し見積書の提出を依頼しているが、見積書が保管されていないものがあった。(福島診療所・鷹島診療所)</p>	<p>見積書の徴収を失念しております。今後は再発防止に努め適正な事務処理を行います。(福島診療所)</p>
<p>エ 実施伺に選定理由や見積書を徴さない理由の記載のないものがあった。(鷹島診療所・都市計画課)</p>	<p>ご指摘のことにつきましては、今後適切な事務処理を徹底いたします。(鷹島診療所)</p>
<p>オ 契約書の日付が空欄となっているものがあった。(農林課)</p>	<p>ご指摘のことにつきましては、 ・他者では履行できない具体的な選定理由を追記しました。 ・見積書を徴さない場合の実施伺には、徴さない理由を追記しました。今後適正な処理を行います。(鷹島診療所)</p>
<p>カ 契約書が複数枚になるもので、袋綴じや契印の処理が行われていないものがあった。(鷹島診療所・福島診療所・農林課)</p>	<p>選定理由及び見積書を徴さない理由の記載を失念していました。今後は、記載するよう事務処理を徹底します。(都市計画課)</p>
<p>メ 契約書が複数枚になるものについて、袋綴じや契印の処理が行われているかを確認し、適正な事務処理を行います。(鷹島診療所)</p>	<p>ご指摘の件については、是正し、今後このようなことがないよう、適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底しました。(農林課)</p>
<p>シ 契約書が複数枚になるものについて、袋綴じや契印の処理を行なうことを確認し、今後は適正な事務を行うよう周知徹底しました。(農林課)</p>	<p>契約書が複数枚になるものについて、袋綴じや契印の処理を行なうことを確認し、今後は適正な事務を行うよう周知徹底しました。(農林課)</p>

<p>キ 修繕に際し微取した見積書について、日付が鉛筆書き又は空欄となっていたものがあった。 (都市計画課・福島診療所)</p> <p>ク 修繕に際し微取した見積書について、原本が保管されていないものがあつた。 (都市計画課・福島診療所)</p> <p>ケ 修繕に係る請書の日付が履行期間より後の日付になっているものがあった。 (農林課)</p> <p>コ 修繕完了後の検査調書は作成されているが、履行前後の写真がないものがあつた。 (福島診療所)</p>	<p>見積書の提出日については、今後は確認を十分に行い、適正に処理いたします。 (都市計画課・福島診療所)</p> <p>見積書原本については、誤って支出伝票に添付していました。今後は、原本の保管を徹底します。 (都市計画課)</p> <p>今後は再発防止に努め適正な事務処理を行います。(福島診療所)</p> <p>ご指摘の件については、請書の契約日の確認を怠っていました。今後は、このようなことがないよう必要に応じて、松浦市財務規則に基づき適正な事務処理を行うよう、職員に周知徹底しました。 (農林課)</p> <p>契約事務に関する事務手続き等の認識不足により履行確認前後の写真の添付を誤って省略してしまいました。今後は松浦市事務決裁規程に基づき適正に処理を行います。 (福島診療所)</p>
<p>(4) 行政財産目的外使用許可状況</p> <p>【指摘事項】</p> <p>ア 許可書の交付日が許可の決裁日よりも前の日付になっているものがあつた。 (都市計画課)</p> <p>イ 松浦市財務規則第109条において、新たに使用許可をしようとするときは、市長の決裁を受けなければならないと規定されているが、市長の決裁を受けていないものがあつた。 (都市計画課)</p> <p>ウ 松浦市財務規則第109条において、使用許可を更新しようとするときは、会計課管財係に合議すると規定されているが、合議がなされていないものがあつた。 (都市計画課・鷹島診療所)</p>	<p>決裁後の許可書の交付日を定めるところを、決裁日の前の日付で許可書の交付を行っていました。今後は、決裁日を確認の上、交付日を定めるように徹底します。 (都市計画課)</p> <p>次回より、新たに使用許可を行う場合は、市長の決裁を受けるように徹底します。 (都市計画課)</p> <p>ご指摘のことにつきましては、今後許可を更新する場合は、会計課管財係に合議し、適切な処理を行います。(都市計画課・鷹島診療所)</p>

<p>エ 使用許可書に指令番号でない番号が付されているものや、番号が付されていないものがあった。 (福島診療所)</p> <p>【指導事項】</p> <p>使用許可手続において、決裁文書に許可の根拠等の記載がないものがあった。(都市計画課)</p>	<p>文書管理規程の確認不足により怠って指令番号を付していませんでした。今後はこのようないか様に文書管理規程に基づき適正な指令番号を付するよういたします。 (福島診療所)</p>
<p>(5) 公印、現金、金券等保管状況</p> <p>【指摘事項】</p> <p>釣銭の保管について、その保管に係る釣銭準備金の額と、会計課の貸出額とに不一致が認められた。(福島診療所)</p>	<p>決裁文書に根拠を記載する認識が甘かったことによるものです。今後は、文書作成時には許可の根拠を記載するよう徹底します。 (都市計画課)</p>
<p>【個別事項】</p> <p>雨水幹線の占用許可手続において、許可証の交付日が許可の決裁日より前の日付となっているものがあった。(都市計画課)</p> <p>【指導事項】</p> <p>雨水幹線の占用許可手続において、決裁文書に許可の根拠等の記載がないものがあった。 (都市計画課)</p>	<p>差額については出所が不明のため令和6年1月9日付で雑入として受け入れを行いました。今後は、このようなことがないよう、釣銭の保管については細心の注意を払い管理いたします。 (福島診療所)</p> <p>決裁後の許可書の交付日を定めるところを、決裁日前の日付で許可書の交付を行っていました。今後は、決裁日を確認の上、交付日を定めるように徹底します。 (都市計画課)</p> <p>決裁文書に根拠を記載する認識が甘かったことによるものです。今後は、文書作成時には許可の根拠を記載するよう徹底します。 (都市計画課)</p>